

和歌山県困難な問題を抱える女性及び DV被害者等支援調整会議の設置

事務局 和歌山県 共生社会推進部
こども家庭局 多様な生き方支援課

説明内容

- ①支援調整会議の設置の経緯
- ②支援調整会議の概要
- ③支援調整会議の設置要綱

支援調整会議の根拠法

- ・『困難な問題を抱える女性への支援に関する法律』
(通称『困難女性支援法』) 令和6年4月施行
- ・『配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護等に関する法律』
(通称『DV防止法』) 平成13年10月施行
令和 6年 4月改正

① 支援調整会議の設置の経緯

② 支援調整会議の概要

③ 支援調整会議の設置要綱

厚生労働省作成

困難な問題を抱える女性への支援に関する法律（議員立法）のポイント

- 女性をめぐる課題は生活困窮、性暴力・性犯罪被害、家庭関係破綻など複雑化、多様化、複合化。コロナ禍によりこうした課題が顕在化し、「孤独・孤立対策」といった視点も含め、新たな女性支援強化が喫緊の課題。
- こうした中、困難な問題を抱える女性支援の根拠法を「売春をなすおそれのある女子の保護更生」を目的とする売春防止法から脱却させ、先駆的な女性支援を実践する「民間団体との協働」といった視点も取り入れた新たな支援の枠組みを構築。

困難な問題を抱える女性への支援に関する法律（新法）（令和6年4月1日施行）

■ 目的・基本理念

= 「女性の福祉」「人権の尊重や擁護」「男女平等」といった視点を明確に規定。

※現行の売春防止法では、「売春をなすおそれのある女子に対する補導処分・保護更生」が目的。

■ 国・地方公共団体の責務

= 困難な問題を抱える女性への支援に必要な施策を講じる責務を明記。

■ 教育・啓発

■ 調査研究の推進

■ 人材の確保

■ 民間団体援助

■ 国の「基本方針」

※厚生労働大臣告示で、困難な問題を抱える女性支援のための施策内容等

■ 都道府県基本計画等

⇒ 施策の実施内容

■ 支援調整会議（自治体）

⇒ 関係機関、民間団体で支援内容を協議する場。連携・協働した支援

女性相談支援センター
(旧名：婦人相談所)

女性相談支援員
(旧名：婦人相談員)

女性自立支援施設
(旧名：婦人保護施設)

民間団体との「協働」による支援

■ 支援対象者の意向を勘案。訪問、巡回、居場所の提供、インターネットの活用等による支援
⇒ 官民連携・アウトリーチできめ細やかな支援



■ 国・自治体による支弁・負担・補助

民間団体に対する補助規定創設

売春防止法

第1章 総則
(主な規定)
第1条 目的
第2条 定義
第3条 売春の禁止

第2章 刑事処分
(主な罰則)
第5条 勧誘等
第6条 周旋等
第11条 場所の提供
第12条 売春をさせる業

第3章 補導処分
(主な規定)
第17条 補導処分
第18条 補導処分の期間
第22条 収容

廃止

第4章 保護更生
(主な規定)
第34条 婦人相談所
第35条 婦人相談員
第36条 婦人保護施設
第38条 都道府県及び市の支弁
第40条 国の負担及び補助

存続



困難な問題を抱える女性への支援に関する法律の概要

目的・定義【第1条・第2条】 売春を行うおそれのある女子の保護更生を行う売春防止法からの脱却

女性が日常生活又は社会生活を営むに当たり女性であることにより様々な困難な問題に直面することが多い
 ➡ 困難な問題を抱える女性の福祉の増進を図るため、困難な問題を抱える女性への支援のための施策を推進
 ⇒ 人権が尊重され、女性が安心して、かつ、自立して暮らせる社会の実現に寄与

*「困難な問題を抱える女性」とは、性的な被害、家庭の状況、地域社会との関係性その他の様々な事情により日常生活又は社会生活を円滑に営む上で困難な問題を抱える女性（そのおそれのある女性を含む）をいう

基本理念【第3条】

- ①困難な問題を抱える女性が、それぞれの意思が尊重されながら、抱えている問題・その背景、心身の状況等に
 応じた最適な支援を受けられるようにすることにより、その福祉が増進されるよう、発見、相談、心身の健康
 の回復のための援助、自立して生活するための援助等の多様な支援を包括的に提供する体制を整備すること
- ②支援が、関係機関及び民間団体の協働により、早期から切れ目なく実施されるようにすること
- ③人権の擁護を図るとともに、男女平等の実現に資することを旨とすること

○国・地方公共団体の責務【第4条】 困難な問題を抱える女性への支援のために必要な施策を講ずる責務

○関連施策の活用【第5条】 福祉、保健医療、労働、住まい及び教育に関する施策その他の関連施策の活用

○緊密な連携【第6条】 ①関係地方公共団体相互間の緊密な連携、②支援を行う機関と福祉事務所、児童相談
 所、児童福祉施設、保健所、医療機関、職業紹介機関、職業訓練機関、教育機関、都道府県警察、日本司法
 支援センター、配偶者暴力相談支援センターその他の関係機関との緊密な連携

基本方針・都道府県基本計画等【第7条・第8条】 厚生労働大臣は基本方針を策定、都道府県は都道府県基本計
 画を策定、市町村は市町村基本計画の策定に努める

①支援調整会議の設置の経緯

厚生労働省作成

②支援調整会議の概要

③支援調整会議の設置要綱

○女性相談支援センター【第9条】（←現行の「婦人相談所」を名称変更）

⇒①対象女性の立場に立った相談、②一時保護※、③医学的・心理学的な援助、④自立して生活するための関連制度に関する情報提供等、⑤居住して保護を受けることができる施設の利用に関する情報提供等を行う

*支援対象者の抱えている問題及びその背景、心身の状況等を適切に把握した上で、その意向を踏まえ、最適に支援

○女性相談支援員【第11条】（←現行の「婦人相談員」を名称変更※同学習も支援。一時保護受託者の守秘義務・罰則も規定。）

⇒困難な問題を抱える女性の発見に努め、その立場に立って相談に応じ、専門的技術に基づいて必要な援助を行う

*必要な能力・専門的な知識経験を有する人材（婦人相談員を委嘱されていた者等）の登用に特に配慮

○女性自立支援施設【第12条】（←現行の「婦人保護施設」を名称変更）

⇒困難な問題を抱える女性の意向を踏まえながら、入所・保護、医学的・心理学的な援助、自立の促進のための生活支援を行い、あわせて退所した者についての相談等を行う（同伴児童の学習・生活も支援）

○民間団体との協働による支援【第13条】（都道府県、市町村）

⇒民間団体と協働して、その自主性を尊重しつつ、支援対象者の意向に留意しながら、訪問、巡回、居場所の提供、インターネットの活用、関係機関への同行等の方法により、発見、相談等の支援

支援調整会議【第15条】 地方公共団体は、単独で又は共同して、支援を適切かつ円滑に行うため、関係機関、民間団体その他の関係者により構成される会議を組織するよう努め、会議は、必要な情報交換・支援内容に関する協議を行う（※構成員の守秘義務・罰則も規定）

○教育・啓発【第16条】 ①支援に関し国民の関心と理解を深める、②自己がかけがえのない個人であることについての意識の涵養を含め、女性が支援を適切に受けられるようにする

○調査研究の推進【第17条】 効果的な支援の方法、心身の健康の回復を図るための方法等

○人材の確保・養成・資質の向上【第18条】 支援を行う者の適切な処遇の確保のための措置、研修の実施等

○民間団体に対する援助【第19条】

費用の支弁等【第20～22条】 都道府県・市町村の支弁・補助／国の負担・補助（※民間団体に対する補助も明記）

施行期日等【附則】

1 施行期日 令和6年4月1日

2 検討 ①支援を受ける者の権利擁護・支援の質の公正かつ適切な評価の仕組みについて検討（公布後3年を目途）
②法律全体の見直し（施行後3年を目途）

3 関係法律の整備 売春防止法第3章（補導処分）・第4章（保護更生）の削除等

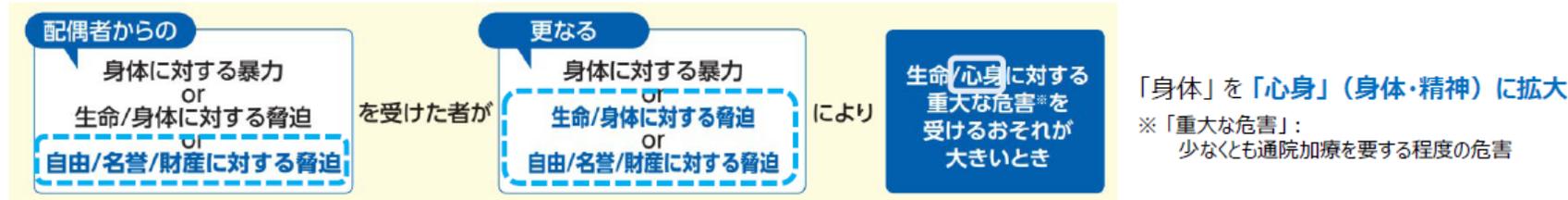
内閣府作成

配偶者暴力防止法（DV防止法）の令和5年改正【ポイント】

◆ 保護命令制度の拡充

令和6年4月1日施行

- 接近禁止命令等の申立てができる**被害者の範囲・要件の拡大**（枠線部分が拡大）/ **期間の伸長（6か月→1年）**



- 電話等禁止命令の対象行為に、文書の送付・SNS等の送信、GPSによる位置情報の無承諾取得などを追加
- 子への電話等禁止命令を創設（被害者と同居する未成年の子）
- 退去等命令の期間について、特例を新設
住居の所有者・賃借人が被害者のみである場合には、申立てにより、原則2か月→6か月
- 保護命令違反の**厳罰化**
1年以下の懲役/100万円以下の罰金 → **2年以下の懲役/200万円以下の罰金**

◆ 切れ目ない支援を行うための多機関連携の強化

- 国が定める「基本方針」・都道府県基本計画について
 - ① 被害者の**自立支援**のための施策
 - ② 国、地方公共団体、民間団体の**連携・協力** を必要的記載事項に。
- 被害者保護のための情報交換・支援内容の協議を行う**協議会を法定化**【都道府県は努力義務、市町村は「できる規定」】
（設置根拠、協議会の従事者等の守秘義務等）
※ 配偶者暴力相談支援センター、警察、児童相談所、法テラス等の関係機関の参加を想定

DV防止法に基づく法定協議会について

配偶者からの暴力の防止・被害者の保護のための協議会

- 都道府県に協議会の組織の努力義務（市町村は「できる」規定）
- 関係機関、関係団体、配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護に関連する職務に従事する者その他の関係者により構成

例：【自治体の機関】

配偶者暴力相談支援センター、都道府県警、福祉事務所（都道府県・市など）、**児童相談所（都道府県・政令市など）**、教育委員会（都道府県・市町村）

【行政機関】

公共職業安定所、公共職業能力開発施設、検察庁、法務局・地方法務局、地方出入国在留管理局、法テラス、年金事務所

【民間の団体】

民間シェルター・住宅支援団体などの支援団体



<協議会の機能>

- ✓ 被害者に関する情報その他被害者の保護を図るために必要な情報の交換
- ✓ 被害者に対する支援の内容に関する協議（支援の一環としての配偶者からの暴力の防止を含む。）
- ✓ 関係機関等への協力要求権（資料・情報提供・意見の開陳等）

<守秘義務>

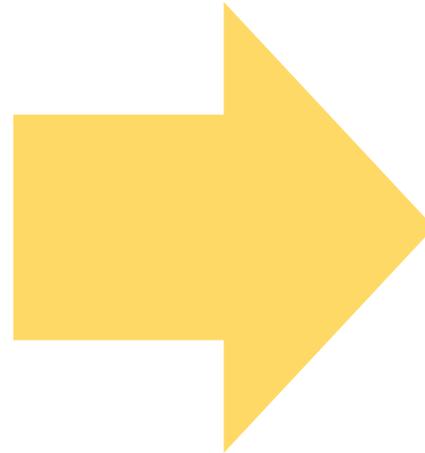
- ✓ 協議会の事務に従事する者・していた者に守秘義務（1年以下の拘禁刑(懲役)、50万円以下の罰金）

～ R 5 年度

D V 被害者支援 ネットワーク会議

【根拠】

和歌山県配偶者等
からの暴力の防止及び
被害者支援基本計画



R 6 年度～

困難な問題を抱える女性 及び D V 被害者等 支援調整会議

【根拠】

- ・ 困難な問題を抱える女性への支援に関する法律
- ・ 配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護等に関する法律

- + 困難な問題を抱える女性への支援
- + 法定化
- + 守秘義務

支援調整会議の概要

①代表者会議

- ・ 連携体制の構築
- ・ 必要な情報の交換及び支援の内容に関する協議
- ・ 各基本計画の進捗状況等についての意見聴取
- ・ その他、必要な事項の検討

②個別ケース検討会議

- ・ ケースごとの支援状況の共有
- ・ 機関間の連絡調整
- ・ 支援方針の検討

和歌山県困難な問題を抱える女性及びDV被害者等 支援調整会議設置要綱

本日（令和7年2月5日）付け施行

- ・資料1－2

「和歌山県困難な問題を抱える女性及びDV被害者等支援調整会議設置要綱に関する意見」

- ・資料1－3

「和歌山県困難な問題を抱える女性及びDV被害者等支援調整会議設置要綱（案）」